

2024年11月1日始期以降用

新東京フォレスト医師協同組合
組合員の皆さまへ

全国医師協同組合連合会

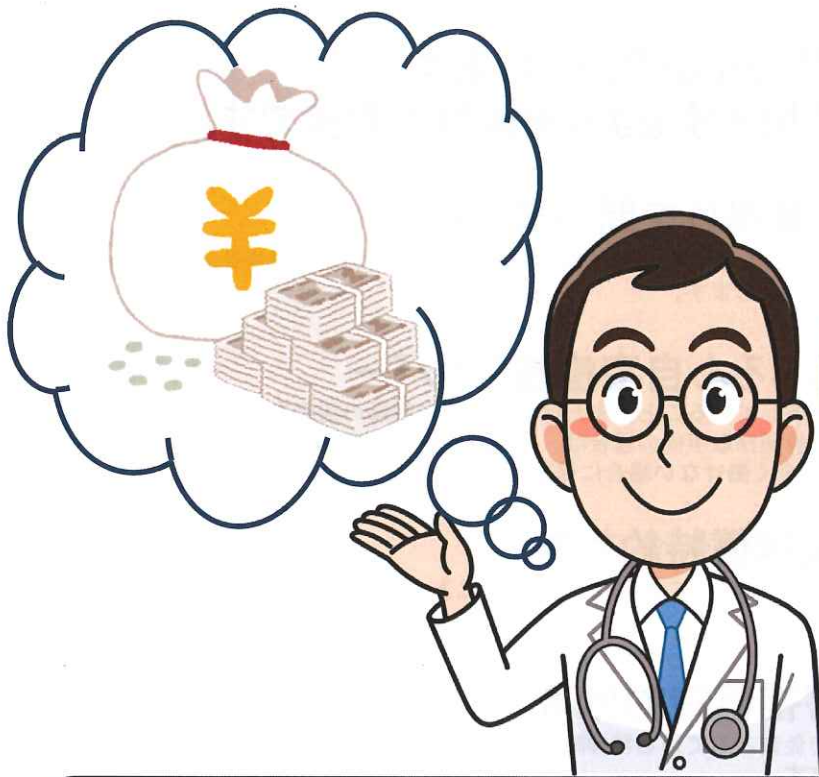
「所得補償プラン」のご案内

(団体総合生活保険)

万一の時の
収入を補償

所得補償

団体割引
30%



万一の事故で
働けなくなった場合の
所得を
補償

固定経費含む

(スタッフ給与・テナント料・リース料他)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の取扱代理店までご連絡ください。

なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください。

※ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。団体保険加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に記載の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿ってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※補償の追加・口数増額については、医師協同組合代理店もしくは、医師協同組合代理店と正式な連携関係にある代理店でのみ受付可能です。

取扱代理店

新東京フォレスト医師協同組合
(大森・田園調布・日本橋医師協同組合)
〒143-0024 大田区中央4-31-14
TEL 03-3772-2156 FAX 03-6429-8535

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

万一の時の
収入を補償

所得補償

団体割引
30%

特長

ハイクラスの先生方をガッチリガードする
休業補償プランです。



1

**病気やケガで就業不能となった場合に、
先生方の所得を補償します。**

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中等の病気・ケガで仕事を休まれた場合、保険金をお支払いいたします。

2

**団体割引30%が適用されます。
一般でご加入するより保険料が割安です。**

3

業務上、業務外を問いません。

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中等の病気・ケガで仕事を休まれた場合、保険金をお支払いいたします。

4

入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いいたします。

5

天災危険補償特約付帯

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能も補償します。

6

精神障害補償特約付帯

普通保険約款で免責としている精神障害による就業不能のうち、特定のものについて補償いたします。

7

骨髄採取手術に伴う入院補償特約付帯

骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により、所定の就業不能になった場合についても保険金をお支払いいたします。

8

ご加入の際、医師の診査は不要です。

別紙の加入依頼書に健康状態を正しくご記入いただけます。毎月ご加入の手続きが可能です。

※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがございます。

被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりとなります。

被保険者をお一人ずつ記名していただきます。被保険者となれるのは、全国医師協同組合連合会の会員およびそのご家族または、同会に加入している会員(構成員)の役員、従業員およびそのご家族に限ります。

この保険は全国医師協同組合連合会をご契約者とする団体総合生活保険所得補償の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として全国医師協同組合連合会が有します。

補償ラインナップ(基本補償)



所得補償(病気やケガで働けない時への備え)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(0日)を超えた場合に、最長180日、1年または2年保険金をお支払いします。*2



*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

[精神障害補償特約] <追加補償>

所定の精神障害により働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、知的障害、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

[天災危険補償特約] <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをして働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%

※加入限度口数は30口です。

型	本人型									
	A0タイプ			A1タイプ			A2タイプ			
タイプ名	A0タイプ			A1タイプ			A2タイプ			
職種	医師等(基本級別1級)									
てん補期間*1	180日			1年			2年*2			
免責期間	0日			0日			0日			
加入口数	10口	15口	20口	10口	15口	20口	10口	15口	20口	
所得補償保険金額(月額)	100万円	150万円	200万円	100万円	150万円	200万円	100万円	150万円	200万円	
精神障害補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
天災危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
保険料 (月払)	20~24歳	8,000円	12,000円	16,000円	8,800円	13,200円	17,600円	10,400円	15,600円	20,800円
	25~29歳	8,700円	13,050円	17,400円	9,700円	14,550円	19,400円	11,500円	17,250円	23,000円
	30~34歳	9,600円	14,400円	19,200円	11,000円	16,500円	22,000円	13,600円	20,400円	27,200円
	35~39歳	11,400円	17,100円	22,800円	13,100円	19,650円	26,200円	16,700円	25,050円	33,400円
	40~44歳	13,100円	19,650円	26,200円	15,600円	23,400円	31,200円	20,600円	30,900円	41,200円
	45~49歳	15,300円	22,950円	30,600円	18,600円	27,900円	37,200円	25,200円	37,800円	50,400円
	50~54歳	17,700円	26,550円	35,400円	21,800円	32,700円	43,600円	29,800円	44,700円	59,600円
	55~59歳	18,700円	28,050円	37,400円	23,300円	34,950円	46,600円	32,400円	48,600円	64,800円
	60~63歳	19,600円	29,400円	39,200円	24,600円	36,900円	49,200円	34,700円	52,050円	69,400円
	64歳	19,600円	29,400円	39,200円	24,600円	36,900円	49,200円	-		
	65~69歳	19,600円	29,400円	39,200円	24,600円	36,900円	49,200円			
	70~74歳	29,600円	44,400円	59,200円	37,300円	55,950円	74,600円			
75~79歳	39,700円	59,550円	79,400円	50,200円	75,300円	100,400円				
80~89歳	60,500円	90,750円	121,000円	76,800円	115,200円	153,600円				

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*4によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(医師等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*4が満15歳以上の方に限ります。新規契約は年齢*4が満79歳以下の方、更新契約は満89歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 保険の対象となる方ご本人の年齢*4が64歳以上の場合は、てん補期間2年のタイプにご加入いただくことはできません。

*3 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*5の平均月額をいいます。

*4 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額*6」を控除したものをいいます。

*6 事業主の場合は、就業不能となっても支出を免れない経費(従業員給与賃金・地代・家賃・医療機器リース代・諸会費等)は控除額に含まれません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。